

調達管理番号・案件名

24a00582_パキスタン国ジェンダーに基づく暴力被害当事者の保護、自立・社会復帰推進プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2024年10月11日

| 質問番号 | ページ | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|------|-----|--|--|---|
| 1 | 2 | 2. 担当部署・日程等(3)日程 | 「4: プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼 — プロポーザル等の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午まで」と書いてありますが、p. 4にある通り、10月2日公示分よりPARTNERを通しての提出と理解しています。フォルダ作成依頼は不要ということで宜しいでしょうか？ | ご理解の通り、フォルダの作成依頼は不要となりました。 |
| 2 | 5 | 6. プロポーザル等の提出 | 「⑤ 別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案)がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。上記2. (3)の提出期限までに、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください」と書いてあります。pp. 4-5に記載の提出方法について、①プロポーザル・見積書・別見積書・プレゼンテーション資料はPARTNERを通して提出、②別提案書はメール(e-koji@jica.go.jp)に添付して提出、という理解で合っていますか？ | 提案時の全ての提出資料は、PARTNERにご格納下さい。その上で、付したパスワードをe-koji@jica.go.jpにご送付下さい。 |
| 3 | 11 | 配付資料1(R/D)Tentative plan of operation | 資料が不鮮明なので、新たにわかりやすい表を共有していただけでしょうか。 | 失礼いたしました。別途POのみ取り出したものを共有いたします。 |
| 4 | 14 | 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ② 成果2に関わる活動 活動2-2 | p.14に「ワークプランには他部局と協働したアウトリーチ/啓発活動およびTHでの被害当事者の自立・社会復帰支援との連携強化に係る活動を含む」とあります。また、p.43の(5)定額計上の表の5で「ワーク・プランに基づく啓発活動、アウトリーチ活動に係る費用」とあります。定額計上の対象になるのは啓発活動、アウトリーチ活動のみで他の活動は含まれないということよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |

| | | | | |
|---|----|--|--|--|
| 5 | 14 | 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 県レベル女性保護システムの関係者研修の想定規模 | トレーニングは①DWPO/WPO、②法務官、③社会福祉官、④心理士の4グループに分けて各管区で2回、4グループ対象に実施するという事によろしいでしょうか。9管区すべてが対象になると思うのですが、全40回で間違いはないか確認をお願いいたします。 | ご理解の通り、①DWPO/WPO、②法務官、③社会福祉官、④心理士の4グループに分けて各管区で2回、4グループ対象に実施する想定です。 ご指摘いただいた回数については、管区の数をもとに10管区として、1回実施の想定で40回としてしまっておりました。 約80回に訂正させていただきます。 |
| 6 | 16 | 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 成果3に関わる活動に係る留意事項 | サヒワル県のTHの設立支援について、建物はすでにあり、家具以外の職員の人件費・家賃・入居者の生活に必要な物資などTHの運営に必要な支出一式はSWD/PWPDから支払われ、今後の予算も確保されているという理解で合っていますか？ | M/Mで先方政府とそのように合意しており、現在先方政府内で予算確保の手続きを行っているところです。 |
| 7 | 16 | 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 成果3に関わる活動に係る留意事項 | 「他の2県についてはニーズに応じて適宜設立支援の必要性・内容を検討する」とあります。p.23-24にはサヒワル県TH家具として本見積に含めるべき一式がリストアップされています。他の2県は契約後のプロジェクト実施中にニーズや必要性の検討がされますが、他の2県のTH設立支援にかかる家具等の資材は別提案として提案し、プロジェクト実施中に必要であることが確定したら変更契約するという理解で合っていますか？ また、他の2県についても、建物はすでにあり、家具以外の職員の人件費・家賃・入居者の生活に必要な物資などTHの運営に必要な支出一式はSWD/PWPDから支払われるという理解で合っていますか？ 他の2県のTHの設立支援にかかるJICA側に求められる機材は家具のみで、他の必要な機材はSWD/PWPDが調達できるという理解で合っていますか？ | サヒワル県以外の県については、ラホール、ラワルピンディはダルフアラという既に居住のための家具がある滞在型の施設をTHとして使用するため、新規の家具は不要です。ファイサラバードについても、既に運営しているTHの家具があるため、家具の調達は不要です。 他の2県のTH設立支援にかかる資材について、支援の必要性がプロジェクト実施中に判明した場合には、規模に応じて変更契約も含めた適切な対応を協議する想定です。 職員の人件費、家賃、入居者の生活に必要な物資などのTHの運営に必要な支出はSWDにより支払われることで先方政府とM/Mにて合意しております。 |
| 8 | 18 | (3)その他 ① 収集情報・データの提供 | 「調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する」とありますが、調査は発注者が行うという理解で合っていますか？ | 当該の記載は、受注者の行う調査についての記載です。 |
| 9 | 19 | 第5条 報告書等 1. 報告書等 | 「以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する」とありますが、先方実施機関用には製本やCD-Rなど、費用のかかる報告書形式が想定されていますか？想定される場合は、想定形式・数量をご教示いただけますか？ | 現時点で想定されているものではありませんが、事業期間中の先方実施機関との協議の状況により必要となる可能性があります。 |

| | | | | |
|----|----|---------------------|---|-----------|
| 10 | 20 | 本業務で作成・提出する報告書等及び数量 | 第一期のワークプランの提出時期は「第1期業務開始から1か月以内」、第二期は「第2期業務開始から1か月以内」とありますが、業務開始は契約締結日からという理解で宜しいでしょうか？ | ご理解の通りです。 |
|----|----|---------------------|---|-----------|

| | | | | |
|----|----|------------------------------------|---|---|
| 11 | 22 | 第6条 再委託 | 再委託を認めるとの記載があり、再委託で想定されている業務は定額計上となっています。例えば、再委託ではなく、特殊備人費等の支出により当該業務を実施する場合、その費用は本見積に入れることになるでしょうか。 | 本見積に入れていただく必要はありません。 JICA側で再委託可とした業務を特殊備人(費の支出等)で実施を希望される場合は、①「再委託可とした以外の業務」で貴方が所要とする金額のみを「上限額」内で計上した上で、②「再委託可業務」分を特殊備人を以て実施することを提案書に明記の上、見積書には「0円」計上し、備考欄に「JICA定額指示額を見込む」として下さい。 今次定額計上指示額を上限に契約時に所要額を最終確認します。 |
| 12 | 28 | 案件概要表 3. 事業概要(5)事業実施期間 | 案件概要表には、「2025年1月～2029年1月を予定(計48カ月)」とありますが、本案件の履行期間は説明書の第一章に記載のとおり2024年12月～2029年2月ということでしょうか。 | プロジェクトの事業期間自体はRD記載の通り最初の渡航から48カ月となります(2025年1月～2029年1月を想定)。 契約履行期間は渡航前準備および事業期間終了後の報告書作成・提出の期間を考慮して2024年12月～2029年2月末までを見込んでいます。(ただし、実際の渡航時期については、契約交渉時に相談となります。) |
| 13 | 36 | 別紙 共通業務内容 2. 合同調整委員会(JCC)等の開催支援 | JCC開催のためのプロジェクト側の費用は想定されていますか? 想定される場合は、内容をご教示いただけますか? | JCC開催のためのプロジェクト側の費用を想定しています。 具体的には、資料印刷費、リフレッシュメント等を想定しています。 |
| 14 | 39 | 2. 業務実施上の条件 (1)業務工程 | 業務実施期間は2024年12月～2029年2月と予定されています。他方、PDM、M/Mでは2028年11月までとなっています。提案書では2029年2月までを業務実施期間として(2028年12月～2029年2月を含む)作業・渡航計画を作成するという理解でよろしいでしょうか。 | プロジェクトの事業期間自体はRD記載の通り最初の渡航から48カ月となります(2025年1月～2029年1月を想定)。 契約履行期間は渡航前準備および事業期間終了後の報告書作成・提出の期間を考慮して2024年12月～2029年2月末までを見込んでいます。(ただし、実際の渡航時期については、契約交渉時に相談となります。) |
| 15 | 39 | (2)業務量目途と業務従事者構成案 1)業務量の目途 | 「約 39.90 人月 — 本邦研修(または本邦招へい)に関する業務人月2.10を含む(本経費は定額計上に含まれる)。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます」とあり、本邦研修は定額計上かつ別契約として締結されると理解しました。つまり、本見積に積算する人月は39.90-2.10=37.80人月という理解で宜しいでしょうか? | ご理解の通りです。 本邦研修に「係る人月2.10」は、来日時「アテンド0.7人月」のみならず、「準備1.4人月」をも含み別契約とします。 |

| | | | | |
|----|----|---|---|--|
| 16 | 40 | 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (6)安全管理 | 「同事務所と常時連絡が取れる体制」とすることが書いてありますが、衛星電話等は事務所から供与されるのでしょうか。本見積で積算する必要がありますか？ | 事務所から衛星電話の供与はありませんが、積算は必要ございません。携帯電話ネットワークが遮断されることがありますが、その場合は基本的に居所待機とし、固定電話やメール、ワッツアップ等で連絡を取ります。 |
| 17 | 41 | 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項 (1)報酬について | 「本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象」とありますが、プロジェクトで想定される活動地域(パイロット活動を含む)の中で戦争特約保険の対象地域はありますか。 | パイロット活動の対象となるサヒワル県、ファイサラバード県、ラワルピンディ県は戦争特約保険の対象地域となります。 |
| 18 | 43 | 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項 (5)定額計上について 5 ワークプラン実行費 | ワークプラン実行費 は一般業務費の定額計上として記載されています。一方、2024年9月24日付の調達部の「コンサルタント等契約における2024年10月導入の各種施策について」の資料によると、10月以降の公示より、原則一般業務費は定額計上の対象とはならないと理解しています。こちらは例外的に定額計上となったのでしょうか。 | ご理解の通りです。本件では、方針過渡期の扱いとし、「一般業務費」での定額計上を維持します。 |
| 19 | 43 | 4. 見積書作成にかかる留意事項 (5)定額計上について 8 本邦研修(本邦招へいに係る経費) | p. 18には本邦研修が別契約になると記載されていますが、p. 43には国内業務費(本邦招へい)とあり、①別契約なので定額計上の見積書は別契約を結ぶ時に別途作成、②本契約を結ぶ時に最終見積書の国内業務費に本邦招へいの定額計上を含める、のどちらになりますか？ | 貴方仰せの②の扱いはいたしません。コンサルタント(本体)契約との同時成立での別契約としますが、見積書の提示を受けずJICA指示定額で契約します。 |
| 20 | 44 | 4. 見積書作成にかかる留意事項 (6)旅費(航空賃)について | 「首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く」と書いてありますが、パキстанは紛争影響国・地域における報酬単価の加算の対象であり、航空賃も「首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国」の対象であるという理解で宜しいでしょうか？ | これはご理解が逆になります。報酬単価については、「紛争影響」単価を可とする一方、空港のあるイスラマバード市は、紛争影響を除きますので、航空賃については、正規割引運賃の内、最も安価な正規割引運賃をベースに「買替対応費用」として総額の10%を加算の上でお見積り下さい。 「コンサルタント等契約における経理処理GL(2024年10月追記版)」内P.10に説明記述があります。 https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/n_files/guideline_2410.pdf |

以上

